

議案第 99 号 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の170」を「100分の172.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道知事等の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項（北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）第2条第4項、北海道公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和42年北海道条例第6号）第3条、北海道病院事業管理者の給与等に関する条例（平成29年北海道条例第2号）第3条、北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第89号）第4条第2項及び北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年北海道条例第67号）第4条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定は、平成29年6月1日から適用する。
- 2 改正後の条例第4条第2項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の北海道知事等の給与等に関する条例第4条第2項（北海道特別職職員の給与等に関する条例第2条第4項、北海道公営企業管理者の給与等に関する条例第3条、北海道病院事業管理者の給与等に関する条例第3条、北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条第2項及び北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき算出して支給された期末手当は、改正後の条例第4条第2項の規定に基づき算出して支給される期末手当の内払とみなす。

## 説 明

北海道特別職報酬等審議会の知事に対する平成30年1月25日付け答申等に鑑み、知事等の期末手当を増額することとするため、この条例を制定しようとするものである。